

「久留米市議会タブレット端末の提供及び通信サービス利用業務」に関する仕様書

1. 業務名

久留米市議会タブレット端末の提供及び通信サービス利用業務

2. 目的

久留米市議会において、情報の共有・発信、議会活動及び議員活動の効率化、ペーパーレス化を図るために、平成29年度からタブレット端末を導入している。現在契約している通信サービス利用契約の契約期間が、令和6年6月30日に満了となり、引き続きタブレット端末を利用して議会活動の効率化を図るために、必要となるタブレット端末の提供及び通信サービスの利用契約を行う。

3. 契約期間

契約締結の翌日から令和10年6月30日までとする。

ただし、契約締結の翌日から令和6年6月30日までは、この業務の対象となるタブレット端末及び付属品の納入及びキitting作業等の準備期間とし、タブレット端末の賃貸借及び通信サービス等の利用期間は、令和6年7月1日から令和10年6月30日までとする。

なお、本件は債務負担行為に係る契約となることから、予算の執行が可能となる令和6年度より前に支払を請求することはできない。

4. 納品場所

福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市議会事務局（市役所（本庁舎）18階）

5. 業務の範囲

（1）タブレット端末の提供

以下の仕様を満たすタブレット端末49台機器一式を提供すること。また、本公告時点（令和5年11月21日）において取扱いがある最新世代（またはその同等品）のものとする。

項目	主な仕様
機種	iPad Wi-Fi+cellular モデル
OS	iOS17.0以上であり、かつ納入時における最新のバージョンが適用されていること。
ストレージ	64GB以上
ディスプレイ	10.9インチ以上
導入形式	レンタル(48ヶ月)
その他	・色の指定はしないが、本体色は全て同色とすること。 ・新品であり、機種は統一されていること。

(2) タブレット付属品の調達

以下の仕様を満たす付属品49式を納入すること。

付属品等に関しては、在庫確保前に久留米市と協議を行うものとする。

付属品	Apple 純正電源アダプタ・USB-C ケーブル
	本体カバー（Apple Pencil が収納可能で同時に充電可能であり、オートスリープ・縦/横スタンド機能付きのもの）
	画面保護フィルム

(3) 通信サービスの提供

以下の仕様を満たす通信サービス49回線を提供すること。

(ア)無線局を自ら開設・運用している者により提供される回線（MNO）であること（MNO回線の販売代理店による契約も認める）。

(イ)タブレット端末で利用可能な4G/5G通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。

(ウ)データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係わらず定額であること。

(エ)インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

(オ)1ヶ月あたり1台に対して3GB以上のデータ通信料を含むこと。また、最低でも3GBまでは通信速度が制限されないこと。

(カ)データ通信量を、調達する全ての回線で、シェアして利用するサービス形態であり、以下の条件を満たすこと。

- ・回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること。
- ・回線ごとのデータ通信量が3GBに到達した場合又はシェアしているデータ通信総量が契約上限に到達した場合において、管理者へ通知を行うこと。

(キ)ウェブフィルタリングの設定について、マニュアルを提供するとともに管理担当者へ説明を行うこと。

(ク)本件で使用される通信ネットワークが24時間365日監視・運用されていること。

(ケ)無線局の無停電化、24時間以上の電力を確保すること。

(コ)サービス開始後に建物の増改築等で電波改善が必要なエリアが判明した場合、協議の上、速やかに無償で電波改善対策を行うこと。

(4) MDM（タブレット端末管理サービス）

MDMに関しては以下の機能を有すこと。

(ア)管理画面

久留米市ネットワーク上のパソコンをMDM管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。

(イ)端末アプリケーションの管理

Apple ID を新規取得せずに運用することを前提とし、MDM を利用してタブレット端末毎にアプリケーションの配布が可能であること。また、各タブレット型端末にインストールしたアプリケーションは、管理画面で確認できること。

(ウ)設定項目

通信サービスの中断・再開及びタブレット端末のリモートワイプ・リモートロック(MDM管理機から遠隔操作可能であること)

(エ)情報取得

iOS のバージョン情報、インストール済みアプリケーション(バージョンを含む)の情報取得が可能であること。

(5)メールの提供

(ア)タブレット端末ごとに付与されたメールアカウントにより、メールを送受信することができること。

(イ)メール着信を知らせる機能があること。

(ウ)メールアカウントをもつ利用者すべてに添付ファイル付きで同報発信できること。

(エ)ウイルスメール及びスパムメール対策がなされていること。

(6)アプリケーションソフト (チャットツール)

チャットツールはキングソフト株式会社が提供する「WowTalk」とし、年間ライセンスを49式提供すること。

(7)タブレット端末の設定 (検証含む)

(ア)Apple ID 等については新規取得しないものの、利用者個人の ID を入力できる状態にしておくこと。つまり、MDM におけるアプリ配信も可能な状態であり、利用者個人の ID を利用したアプリインストールが可能な状態にしておくこと。

(イ)タブレット端末に指定された統一のパスコードを設定すること。

(ウ)作業前に作業計画書を作成し、久留米市と事前に協議すること。

(エ)管理台帳を作成すること。

(オ)タブレット端末へ管理番号等の情報をラベル貼付すること。

(カ)久留米市が指定する機能・アプリケーションのインストール・Bookmark 登録等の設定を行うこと。

(キ)タブレット専用カバーの装着や保護フィルムの貼り付け等も行い、すぐ使用できる状態で納品すること。

(ク)管理者が管理する上で必要な各種機能を、久留米市が指定する Windows10 搭

載パソコンに対してインストール・初期設定等のサポートを行うこと。

- (ケ)本市が準備する無線 LAN アクセスポイントの設定情報を登録し、Wi-Fi が接続できる状態とすること。なお、IP アドレス等の設定情報は、久留米市が指定した情報とする。

無線 LAN アクセスポイント	規格
BUFFALO Air Station Pro	WAPS-APG600H
D-Link	DAP-2660

※議会棟（18階・19階・20階）の一部においては、無線 LAN 環境で使用する。

(8)保守・運用

(ア)タブレット端末の故障・紛失時対応

- ・専用のサポートデスクを設け、以下の問い合わせ対応を行うこと。
紛失・盗難時 24時間365日 ※電話受付可
故障時・上記以外の問い合わせ方法及び対応時間については、本市と別途協議する。
- ・タブレット端末には、紛失・盗難・故障に対応する補償を付け、交換品（リフレッシュ品）を提供すること。交換品の提供は無制限で対応可能であると。
- ・交換品の提供時は、上記（7）と同様の設定を行うこと。
- ・故障対応は問い合わせを受けた時間から、原則 5 営業日以内に一次対応を行うこと。
- ・紛失・盗難時は、リモートロック/位置情報の取得/リモートワイプ等の操作代行を行うこと。
- ・一連の対応後、インシデントに関する報告が可能であること。

(イ)その他

- ・MDM の Push 証明書の年始更新の作業代行が可能であることと。
- ・ABM の更新作業代行が可能であること。
- ・MDM の利用・管理操作等に関する問い合わせを受け付けること。
(対応時間については、本市と別途協議する。※土日祝日・年末年始を除く)
- ・タブレット端末の利用者変更等により、再キッティングが必要となる場合は対応を行うこと。

6. 請求及び支払いの方法

請求及び支払いの方法について、以下の条件を満たすこと。

- (1)請求書には、通信料金とタブレット端末レンタル代金、アプリケーションソフト (WowTalk) 使用料及び保守・運用等の内訳を記載すること。
- (2)請求書とあわせて、回線ごとに、通信料金、タブレット端末レンタル代金及びデータ通信使用量が確認できる内訳明細を添付すること。

- (3)初期設定及び付属品の費用は、令和6年度に一括して請求することとし、タブレット端末補償サービス及びMDMの料金請求は通信料金に加算し、月額で支払うものとする。
- (4)ユニバーサル料は、基本料の中に含めること。
- (5)アプリケーションソフト（WowTalk）の費用は、年1回の支払いとする。
- (6)保守・運用に要する費用は、月額で払うものとする。

7. その他

- (1)発注者は、各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (2)第三者による不正使用または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。
- (3)本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。
 - (ア)電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに省令等
 - (イ)久留米市情報セキュリティ規則
 - (ウ)久留米市議会の個人情報の保護に関する条例
 - (エ)上記ほか、本業務に関連のあると判断される法令等
- (4)本業務の一部を、第三者等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (5)本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。